

埼玉県発達障害者支援モデル事業について

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

I. 概要

平成21年度の発達障害者支援モデル事業は、「圏域の保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みの構築」を目標とし、障害児等療育支援事業実施施設が、巡回療育相談の実施を通じ、保育所・幼稚園への後方支援の仕組みを構築することとした。

巡回療育相談の実施にあたっては、平成20年度の本事業の課題を受け、保育士・幼稚園教諭がケースの家族に対して支援する際の手法や、関係機関と連携した支援手法を身につけて、適切な対応ができるよう助言・指導することとした。

また、平成20年度までの本事業で作成した「環境アセスメントシート」や「気になる行動確認リスト」、「巡回療育相談用個別支援シート」、「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」等を活用した支援を実践し、検証を行うことで、他の圏域でも活用できる支援ツールをとりまとめることとした。

事業委託先は、障害児等療育支援事業実施施設である社会福祉法人毛呂病院光の家療育センターとし、とりまとめた成果は他の圏域の障害児等療育支援事業実施施設に波及させることを目指して事業を実施した。

平成21年度埼玉県発達障害者支援モデル事業

○事業実施者

社会福祉法人毛呂病院 光の家療育センター

○方針

圏域の保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みの構築

障害児等療育支援事業実施施設として、巡回療育相談の実施を通じ、保育所・幼稚園への後方支援の仕組みを構築する。

具体的には、保育士・幼稚園教諭が

- ケース本人に対する支援手法
- ケースの家族に対する支援手法
- 関係機関と連携した支援手法

を身につけて適切な対応ができるよう助言・指導する。

Ⅱ. 実施報告（事業実施者：社会福祉法人毛呂病院 光の家療育センター）

1 概要

障害児等療育支援事業実施施設として、圏域の保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みを構築することを目指し、保育所・幼稚園を巡回して保育士・幼稚園教諭に助言・指導する「巡回療育相談」を実施した。

巡回にあたっては、医師、作業療法士、保育士が職種別に1～2名で保育所・幼稚園を訪問し、観察や保育士・幼稚園教諭からの聞き取り、評価票の活用等を通じてケースに関する情報を収集した。

そして、単一の職種で巡回することによる専門性の偏りを補うため、全職種が出席する「巡回療育相談会議」を開催し、多角的な視点から、支援方針の検討、支援内容の検証等を行った。

支援内容としては、平成20年度に挙げられた課題を受け、特にケースの家族に対する支援や、関係機関と連携した支援についての支援モデルを提示することを目指した。

以下に、その詳細を述べる。

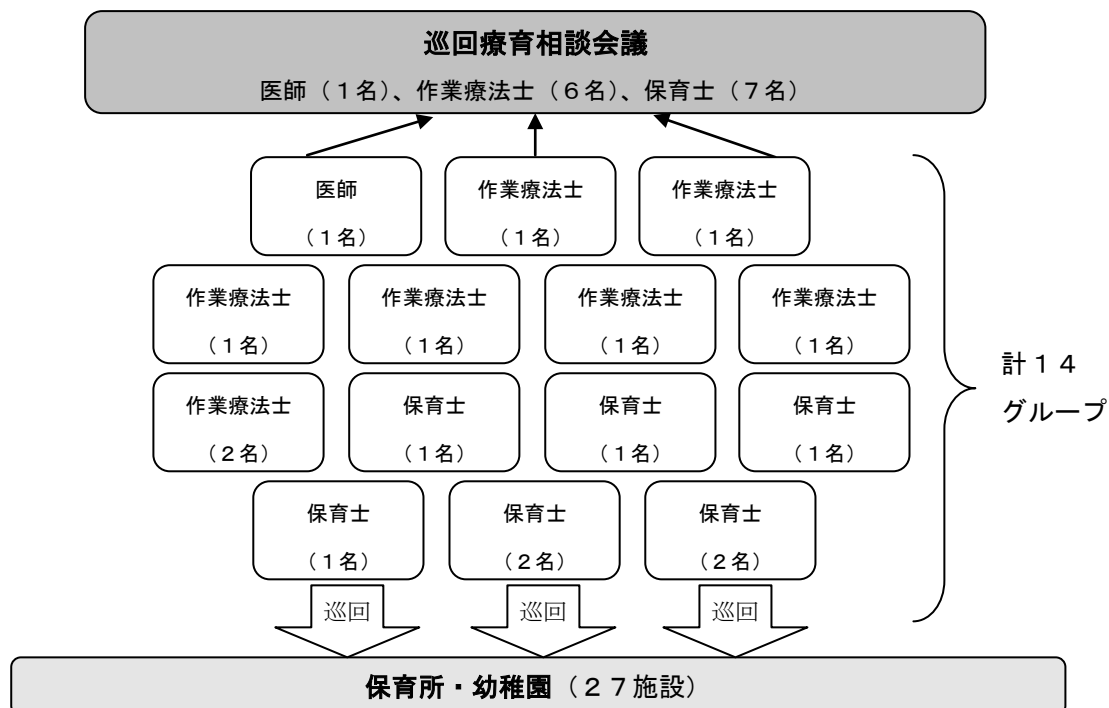
2 巡回療育相談の実施体制

ア 職員体制

専門職の配置が十分でない障害児等療育支援事業実施施設でも実施可能な仕組み作りを目指し、巡回スタッフはあえて限られた職種で構成した。次頁の図のとおり、医師、作業療法士、保育士の3職種計14名が、職種別に1～2名ずつ14グループに分かれ、担当保育所・幼稚園（1グループあたり1～3園を担当）を訪問した。

その一方で、単一の職種で巡回することによる専門性の偏りを補い、支援の質を保つため、巡回スタッフ全員がそろって巡回療育相談会議を開催した。各グループが保育所・幼稚園から持ち帰った情報をもとに、ケースの支援方針の検討、支援内容の検証等を行った。

また、単一の職種で対応が難しい場合には、他職種のスタッフが同行し、助言を行う体制をとった。



※作業療法士・保育士は、2グループ兼務あり

イ 実施回数、時間数

巡回療育相談は、平成21年9月～平成22年1月に、1園あたり5～9回程度実施した(詳細については、「(4)巡回療育相談および巡回療育相談会議の流れ」参照)。

訪問は、1園につき1回あたり平均2時間程度、午前中の集団活動場面が観察しやすい時間帯を中心に行った。

また、巡回療育相談会議は、平成21年8月～平成22年2月に、計13回実施した。

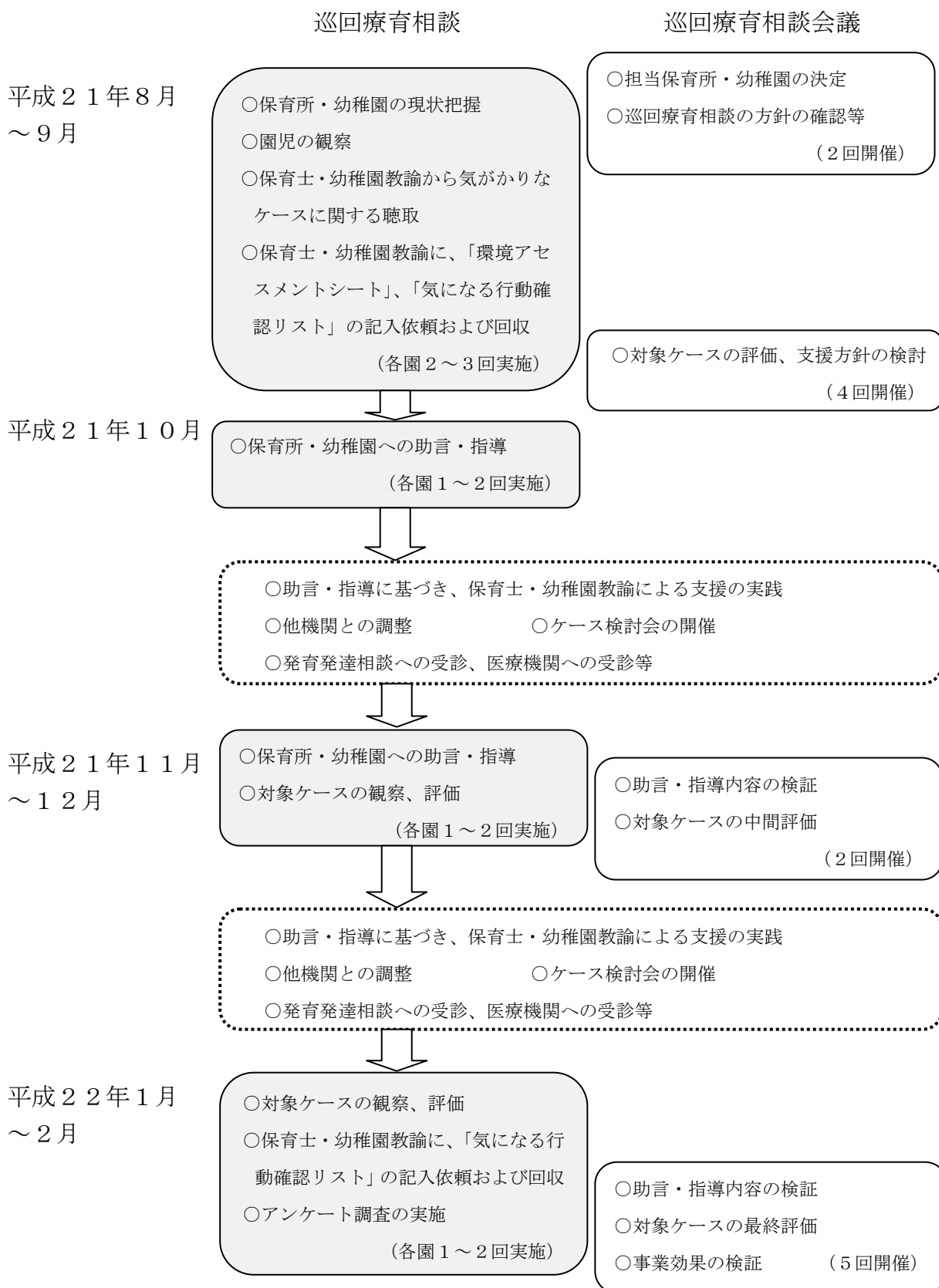
3 対象保育所・幼稚園

対象となった保育所・幼稚園は、西部第二障害保健福祉圏域の7市町(飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町)の計27園(保育所20園、幼稚園7園)である。

対象保育所・幼稚園は、坂戸保健所主催の保育士・幼稚園教諭を対象とした研修会において、光の家療育センターの医師ならびに保育士が発達障害について講義を行った際に募集し、希望のあった園とした。

巡回療育相談の実施前には、対象保育所・幼稚園が全ての保護者に対して巡回療育相談の趣旨を周知し、保育所・幼稚園から光の家療育センターへ個人情報を提供する可能性があることについて、保護者の理解・同意を得るようにした。

4 巡回療育相談および巡回療育相談会議の流れ



5 使用した支援ツール

ア ケースの評価のために使用したツール

○「環境アセスメントシート」

平成19年度の本モデル事業にて、発達障害児支援における環境調整の重要性に基づき開発したシート。ケースの家庭環境や社会資源の利用等、ケースを取り巻く環境に関する情報を整理し、問題点を抽出する。

家庭環境に関する13項目と、社会資源の利用等に関する8項目について、「環境アセスメントシート判断基準」を参照しながら該当する1～5の数字に○をつけ、理由や具体的状況を記入する。結果はレーダーチャートに記入する。

本事業の巡回療育相談では、保育士・幼稚園教諭が記入し、結果を巡回スタッフがとりまとめて、「巡回療育相談用個別支援シート」（「イ 巡回療育相談におけるケースの情報を整理するためのツール」参照）に記入した。

○「気になる行動確認リスト」

茨城県の下承を得て、「子どもの気になる行動確認マニュアル～発達障害児の支援のために～保育所・幼稚園用 改訂版」（茨城県発達障害児スクリーニングマニュアル検討委員会作成）より引用し、平成20年度の本モデル事業から使用した。

保育所・幼稚園で子どもの気になる行動を確認するためのリストで、「ことば」「コミュニケーション」「社会性」「こだわり」「多動・衝動性」「不注意」「感覚過敏」「協調運動」といった分類ごとに挙げられている計85のチェック項目について、該当する場合は□にチェックする。時間を追って経過を確認できるよう、3回にわたってチェックできる形式になっている。

本モデル事業では、巡回療育相談を開始した平成21年8～9月と、終了した平成22年1月にそれぞれ保育士・幼稚園教諭が記入した。結果は巡回スタッフがとりまとめて「巡回療育相談用個別支援シート」（「イ 巡回療育相談におけるケースの情報を整理するためのツール」参照）に記入し、巡回療育相談開始時の結果と終了時の結果を比較することで、子どもの変化を確認した。

イ 巡回療育相談におけるケースの情報を整理するためのツール

○「巡回療育相談用個別支援シート」

平成20年度の本モデル事業にて開発したシートで、巡回療育相談を行うスタッフが、ケースの情報を整理した上で評価をまとめ、支援の方針や経過を記録する。

保育士・幼稚園教諭に記入してもらった「環境アセスメントシート」と「気にな

る行動確認リスト」の結果を記載し、巡回療育相談における初期評価、支援方針、経過、最終評価等をまとめる形式になっている。

ウ 関係機関との連携を促すためのツール

○「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」

平成20年度の本モデル事業にて開発したシートで、市町村の保健センターが実施する発育発達相談と保育所・幼稚園の連携を促すことを目的とする。

保育所・幼稚園が園での様子や気になることを書き込み、保護者が家庭での様子や気になることを書き込んだ上で、発育発達相談へ持参する。発育発達相談では、医師の所見や、保護者、保育士・幼稚園教諭に対する助言、今後の方針等を書き込み、保護者が保育所・幼稚園へ持参する。

保護者と保育士・幼稚園教諭が一緒に書き込み、保護者に持参してもらう過程を通じて、保護者と保育所・幼稚園の相互理解を促すねらいもある。

今年度は、圏域の市町村保健センターの保健師を対象とした研修会の際に周知を図り、保健師から利用してもらうよう促した。

6 対象ケース

保育士・幼稚園教諭から相談があったケースは、計124名であった。

そのうち、発達障害の確定診断済み、もしくは巡回療育相談での評価により発達障害が疑われるケースは75名、その他のケースは49名であった。

発達障害の確定診断済み、もしくは発達障害が疑われる75名の内訳は、広汎性発達障害50名、学習障害14名、発達性協調運動障害9名、注意欠陥多動性障害2名であった。

また、その他のケース49名には、知的障害のみのケースや、家庭環境に課題を抱え、本人の発達の問題なのか家庭環境に起因する問題なのか判断に注意を要するケース等が含まれた。

なお、上記ケースのうち33ケースの家族への支援を実施した。

7 支援経過

相談があった124名については、巡回スタッフが実際の保育場面に同席し、集団活動場面等の観察を行った。そのうえで、保育場面での具体的な対応方法について保育士に助言・指導を行った。

また、関係機関と連携した支援として、以下の対応を行った。

○医療機関・療育機関への受診勧奨 20名

専門機関で医師による診断を受けたうえで、その後の療育につなげるため、医療機関と療育機関が併設されている光の家療育センターへの受診を勧めるよう保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に医療機関・療育機関への受診を提案し、保育士・幼稚園教諭から保護者へ受診の必要性を伝えた。

○発育発達相談への受診勧奨 39名

市町村の保健センターが実施する発育発達相談は、医師や保健師による評価が受けられ、専門機関への紹介が可能であることに加え、身近な地域の保健センターで行われるため、保護者の心理的抵抗が比較的少ない。また、市町村の保健師によるフォローも受けられることから、発育発達相談への受診を勧めるよう保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に発育発達相談への受診を提案し、保育士・幼稚園教諭から保護者へ受診の必要性を伝えた。

○市町村保健センターの保健師との連携 10名

地域の状況に詳しく、健診等で発達の問題を指摘されたケースをフォローしている保健師と情報共有を図るよう、保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に連携を提案し、保育士・幼稚園教諭が保護者を通して保健師との情報交換を行った。

○療育機関との情報共有 22名

ケースがすでに療育機関に通っていた場合、療育機関と保育所・幼稚園との情報共有を図るよう、保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に情報共有を提案し、保育士・幼稚園教諭が保護者を通して療育機関との情報交換を行った。

なお、22名のうち、光の家療育センターに通っていたケースが15名いたため、巡回療育相談担当者が療育担当者と話し合いを持って情報共有を図った。

○児童相談所との連携 2名

虐待の危険性が考えられるケースについて、児童相談所との連携を図るよう、保育士・幼稚園教諭に助言した。

巡回スタッフが保育士・幼稚園教諭に連携を提案し、保育士・幼稚園教諭が家族の状況等を考慮した上で、連携の可能性を検討したり、実際に連携を図ったりした。

○ケース検討会の実施 1名

巡回療育相談を担当した作業療法士、巡回療育相談スタッフの医師、保育所所長、主任保育士、担当保育士によるケース検討会を実施した。

問題行動が他児から誘発されやすいケースについて、保育所でのクラス分けや加配保育士の配置等、園全体の運営に関わる対応を協議した。

○医師による面談実施 2名

保育士から親へ、医療機関・療育機関や発育発達相談への受診を勧めにくいケースについて、巡回療育相談スタッフの医師が直接面談を行い、親の育児困難感の相談を受けたり、医師から子どもの特性を伝えたりした。

その上で、医師から医療機関・療育機関への受診を勧めたが、親の障害受容の難しさから、本事業実施期間中に受診へは至らなかった。

また、その他に、保育所・幼稚園での対応を中心としたケース、および経過観察としたケースが28名いた。

8. まとめ

障害児等療育支援事業実施施設として、圏域の保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みを構築することを目指し、保育所・幼稚園を巡回して保育士・幼稚園教諭に助言・指導する巡回療育相談を実施した。

平成21年度は、前年度までに挙げられた課題を受け、特にケースの家族に対する支援や、関係機関と連携した支援に重点を置いた助言・指導を行った。

以下に、平成21年度の取り組みに関する成果と課題を挙げる。

(1) 巡回療育相談の体制づくりについて

巡回療育相談の実施にあたっては、限られたスタッフで、支援の質を保ちながら、できるだけ多くの保育所・幼稚園を巡回できる体制づくりを目指した。

1～2名ずつのスタッフで巡回する一方、全職種が出席する巡回療育相談会議を開催し、単一の職種で巡回することによる専門性の偏りを補った。また、単一の職種で対応が難しい場合には、他職種のスタッフが同行し、助言した。

また、「巡回療育相談用個別支援シート」を用いることにより、巡回スタッフ間の情報共有がしやすくなり、どの職種が巡回しても統一した視点で支援を行うことができた。

(2) ケース本人に対する支援について

保育士・幼稚園教諭からの聞き取りや、「気になる行動確認リスト」の結果、ならびに巡回スタッフの観察によって、ケースの状態を把握し、保育所・幼稚園における具体的な対応方法について助言・指導を行った。

保育士・幼稚園教諭からは、対応方法に関する助言が役に立ったという意見や、「気になる行動確認リスト」に記入することにより、子どもの状況を客観的に把握できたという意見が多く聞かれた。

また、70%以上のケースで、巡回療育相談後に「気になる行動確認リスト」の結果が改善したことから、巡回療育相談の実施によって問題行動に対する保育士・幼稚園教諭の視点が整理され、ケースにあわせた働きかけが可能になったことが示唆された。

(3) ケースの家族に対する支援について

子どもの状態について、不安を感じていたり理解が得にくかったりする家族に対して、子どもの特性を伝えたり、専門機関の利用を助言したりすることを通じて、家族との共通理解を図り、適切な支援へとつなぐ取り組みを行った。

保育士・幼稚園教諭からは、巡回療育相談での助言により家族との連携がとりやすくなったという意見や、「環境アセスメントシート」に記入することにより、子どもを取り巻く環境についての情報が把握できたという意見が聞かれた。

しかし、保育士・幼稚園教諭から家族に子どもの障害の可能性を伝えることには、難しさを伴うことも浮き彫りとなった。その要因として、保育所・幼稚園と家族との関係の築き方が影響していることが考えられ、家族との関係を良好に保ちたいと考える保育士・幼稚園教諭にとって、障害の可能性を伝えることは負担が大きいことが示唆された。

(4) 関係機関と連携した支援について

医療機関・療育機関や、市町村の保健センターが実施する発育発達相談等と連携した支援を目指し、保育士・幼稚園教諭から家族に対し他機関の利用を助言した。

しかし、実際に専門機関の利用に至ったケースは半数程度にとどまり、保育士・幼稚園教諭から家族に専門機関の利用を勧めることの難しさが明らかになった。専門機関が、第三者的立場から家族支援に関わることの必要性が示唆された。

また、保育所・幼稚園と発育発達相談との情報共有を促すため、「発育発達相談と保育所・幼稚園の連絡票」の活用を目指したが、本事業実施期間中、実際に使用した事例は少数にとどまった。保育所・幼稚園に対するアンケート調査の結果によれば、他機関と連絡をとりあう書式の導入を望む園は多く、医師や保健師に対する聞き取り調査でもニーズは認められたことから、今後、引き続き活用を検討していくべきだと考えられる。

Ⅲ. 成果と課題

障害児等療育支援事業実施施設のスタッフが地域の保育所・幼稚園を巡回し、保育士・幼稚園教諭に助言・指導する巡回療育相談の実施を通じて、保育所・幼稚園に対する後方支援の仕組みを構築した。

他の障害児等療育支援事業実施施設でも実施可能な仕組みを目指し、限られたスタッフで、支援の質を保ちながら、多くの保育所・幼稚園を巡回する体制づくりを行った。

また、保育士・幼稚園教諭に対しては、ケース本人への支援だけでなく、家族への支援や、関係機関と連携した支援に重点を置いた助言・指導を行った。

それらの取り組みを通じて、保育所・幼稚園における支援だけではなく、他機関と連携した支援が重要であり、障害児等療育支援事業実施施設が医療機関・療育機関、保健センター等の地域の他機関と連携し、多くの機関が保育所・幼稚園を支援する体制が必要なことが示唆された。

Ⅳ. 平成22年度の展開

本事業の成果の波及を通じて、各圏域で、保育所・幼稚園等の地域の機関を支援できる体制づくりを推進する必要がある。

そのために、発達障害者支援センターと障害児等療育支援事業実施施設が連携し、各圏域の実情に応じた形で、保育所、幼稚園等の地域の支援体制づくりを推進する。

具体的には、発達障害者支援センターによる

- ①障害児等療育支援事業実施施設への定期的な訪問指導
 - ②障害児等療育支援事業実施施設と連携し、個別調整会議の開催など困難ケースへの対応
 - ③障害児等療育支援事業実施施設からの専門相談への対応
 - ④保育所・幼稚園への巡回療育相談等に関するスタッフ育成研修会の実施
- 等を実施することで、事業成果の波及を図っている。